

産業維持支援金のご案内

本事業は令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

物価高騰に伴う町内の産業に対する影響を考慮し、事業者における事業の継続、雇用の維持等を支援するため、支援金を交付いたします。

◆支援金の概要

▶支援金の額

10万円	個人事業主、漁業者、資本金1,000万円以下の法人
15万円	資本金1,000万円を超え、1億円以下の法人
20万円	資本金1億円を超え、10億円以下の法人

▶基準日

令和8年1月1日付けで事業を営んでいた者

▶対象要件 注意：令和7年分確定申告済みであること

初めての決算期を迎えていない事業者の方はご相談下さい。

法人	事業場所	○町内に本社、本店、支社、支店、事務所、店舗等を置いていること。 ※工事等に伴う一時的な事務所（現場事務所等）を除く。
	事業実態	○事業収入（売上）を得ており、法人税及び法人町民税の確定申告を行っていること。かつ、今後も事業を継続する意思があること。 ※NPO法人等については法人税法上の収益事業による事業収入
	法人規模	○資本金等の総額が10億円以下の法人
個人事業主	事業場所	○住民登録地を本町に有し、町内で事務所、店舗等を構え事業を営む者 ※移動販売などで町内に事務所、店舗等を構えていない（無店舗）の場合は、事業実態があり、事業主の住民登録地が本町であること。 ○女川町復興産業集積区域に位置若しくは隣接する行政区又は女川産業区に事務所、店舗等を構え事業を営む者 ○宮城県漁業協同組合の正組合員で町内で漁業を営む者
	事業実態	○事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ※事業収入に不動産収入は含まない。

申請方法等は裏面に記載

対象とならない法人、個人事業主

- ①国及び法人税法別表第一に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織又は団体
- ⑤女川町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等
- ⑥町から運営費補助金やこれに準ずる補助金を受けている者
- ⑦家内労働者等に該当する者（内職、保険外交員、検針員など）
- ⑧町外に事務所、店舗等を構え事業を営む者
- ⑨事業収入が給与収入より少ない個人事業主

申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③振込先口座の通帳の写し
（法人の場合：法人名義、個人事業主の場合：事業代表者の名義）
- ④本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
（支社・支店等についてはその所属長の本人確認書類）
- ⑤決算関係書類等
 - 法人の場合、個人事業主の場合、公益法人等や法人設立後、初めての決算期を迎えていない場合など必要な書類が異なりますので、申請書と一緒に備え付けている申請書類一覧表をご確認のうえ提出願います。

※このほか、状況に応じ別途書類が必要となる場合もあります。

申請方法	郵送又は持参 （持参の場合は開庁日の9：00～16：00） 申請書用紙は町ホームページからのダウンロードの他、役場産業振興課、女川町商工会、女川町観光協会、宮城県漁業協同組合女川町支所に備え付けております。 【郵送先】〒986-2265 女川1丁目1番地1 女川町役場 産業振興課 支援金担当 宛
-------------	--

申請期間	令和8年3月2日^月から令和8年3月20日^金まで ※休日受付3月14日 ^土 、15日 ^日 、20日 ^祝
-------------	---

**お問合せ
申請先**

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1
女川町産業振興課 TEL：0225-54-3131
事業者の方：商工労働係 内線681・682
漁業者の方：水産係 内線672